

「福岡・博多の伝統工芸品」の展示施設を巡る課題と展望 — 指定管理者管理運営評価表と消費者意識調査結果を用いた考察 —

大淵 和憲 Kazunori OBUCHI

九州産業大学伝統みらい研究センター 研究員

■要旨：福岡市内において伝統工芸品を展示販売する公的施設として、はかた伝統工芸館、博多町家ふるさと館及びアクロス福岡・匠ギャラリーを採り上げ、それぞれ伝統文化の発信拠点として事業活動を行っている現状を把握する。現状把握に際しては、熊本市所在の熊本県伝統工芸館と熊本市くまもと工芸会館の運営状況に関する情報と比較する形を採った。また、市民や全国消費者の意識調査の結果から、様々な消費者のニーズを公的施設が受け止めることができる余地があることがわかった。これらの分析を経た上で、「福岡・博多の伝統工芸品」の展示販売を行う公的施設の認知度や来館者数の拡大に向けた方策の提案を行った。

■キーワード：福岡・博多の伝統工芸品、指定管理者、管理運営評価表、消費者意識調査

1. はじめに

1.1. 研究の背景

福岡市やその近郊には、長い歴史と伝統の中で育まれた伝統的技術、技法により製造された様々な工芸品が存在している。福岡市は、表1に示した国指定の伝統的工芸品2品目、福岡県指定の特産民工芸品7品目の計9品目を主な対象に、これらの工芸品のPRや、後継者育成や販路拡大等の支援を行い、伝統産業の振興を図っている⁽¹⁾。

表1 福岡市やその近郊で製造される伝統工芸品一覧

種類	指定品目名	工芸品の分類	主な産地組合・事業者(敬称略)
経済産業大臣指定 伝統的工芸品	博多織	織物	博多織工業組合
	博多人形	人形	博多人形商工業協同組合
福岡県知事指定 特産民工芸品	博多曲物	木・竹工品	柴田徳商店
	博多鋏	金工品	高柳商店
	博多張子	民工芸	中尾俊雄商店
	福岡積層 工芸ガラス	ガラス	(有)マルチグラス
	博多独楽	民工芸	博多独楽保存会
	博多おきあげ	民工芸	清水清子
	今宿人形	人形	佐藤由美子

出所：福岡県パンフレット「福岡県の工芸品」(福岡県観光政策課、2022年3月)等を参考にして筆者作成

福岡市は、「令和3年度市政に関する意識調査」(以下「福岡市意識調査」という。有効回答数：2,380人)において、「福岡・博多の伝統工芸品」^{注1)}をテーマとするアンケートを行い、これらの9品目の認知度や興味・関心度等について尋ねている⁽²⁾。今回注目したのは、「福岡・博多の伝統工芸品」を展示・紹介している公的施設であるはかた伝統工芸館への来館経験について、「ある」と回答した市民の割合は14.9%に留まっていた点である⁽³⁾。

公的施設の利用経験に関連する調査として、2013年に日本政策投資銀行ほか全国規模で実施した「公共施設に関する住民意識調査」(有効回答数：1,054人)がある。この調査では、歴史館や美術館及び博物館を含む教育・文化施設の利用頻度について「年に1回以上利用した」と答えた人は69.2%に上った⁽⁴⁾。この数字と比べると、はかた伝統工芸館の来館経験者の割合はかなり低く、福岡市意識調査の報告書にも「福岡・博多の伝統工芸品を紹介する施設として、観光客だけでなく、福岡市民に対しても、さらに認知度を高めるための情報発信を充実させていくことが求められる」との指摘がある⁽⁵⁾。

また、福岡市意識調査では、「福岡・博多の伝統工芸品」の購入場所についても調査している（有効回答数：794人）。最も高額な伝統工芸品の購入場所は、「生産者による直販店、専門店」が32.2%で最も多く、はかた伝統工芸館等の6施設を合わせた「福岡市の施設」は6.5%であった⁽⁶⁾。

この伝統工芸品の購入場所については、JTB総合研究所が2018年に全国規模で実施した「地場産業・伝統産業品への意識についての調査」（有効回答数：482人）の中で同様の質問を行っている⁽⁷⁾。この中では、「生産地の工房や工場、直販店等」と「都市部に店出している直営店」の合計が28.1%で最も多く、「都市部の物産館、アンテナショップ」が1.7%となっていた。設定された選択肢の数や内容が福岡市意識調査と異なるため、単純比較することはできないが、伝統工芸分野を扱う施設で伝統工芸品を購入している消費者が存在していることがわかる。

ところで、全国の地方自治体における公的施設の多くが、現在指定管理者制度を採用している。この制度は、2003年の地方自治法改正により導入され、公共的な団体等に限定されていた公的施設の管理運営を、民間事業者・団体にも認めるものである⁽⁸⁾。総務省はこの制度の導入状況に関する調査を2006年以降概ね3年毎に実施しており、その調査内容をウェブサイトで公表している⁽⁹⁾。本研究で対象とするはかた伝統工芸館等の公的施設も、この指定管理者制度を採用している。

上記の状況から、「福岡・博多の伝統工芸品」を扱う公的施設の認知度を上げるためには、施設の機能や特徴、さらに運営についての情報を開示し、市民の関心を喚起する重要性を考える必要がある。また、公的施設を利用した人や利用しようとする人及び伝統工芸品消費者のニーズを把握する調査の必要性があると考えた。

1.2. 先行調査研究の概観

(1) 伝統工芸品を扱う施設に関する情報アクセシビリティの現状

伝統工芸品を扱う施設に関する情報に、市民はどれだけアクセスしやすい状況にあるのであろうか。

日外アソシエーツ『伝統工芸館事典』⁽¹⁰⁾は、2003

年9月時点での、伝統工芸分野を扱う博物館・展示施設・体験参加型施設（全国203施設）について、その所在地や設置主体等に関するデータを収載している。設置者は地方自治体やその外郭団体、伝統工芸産地組合及び産地事業者等様々である。しかし、この書籍以降、伝統工芸分野を扱う施設に関する情報を一元的・包括的に収載した書籍は発行されていないとみられ、個別の施設をインターネット上で検索するのが市民の一般的な手段となっている^(注2)。

また、総務省行政評価局⁽¹¹⁾は、伝統工芸品の展示施設を拠点として、国内外からの観光客を誘致している例として、東京都台東区の「江戸下町伝統工芸館」や沖縄県宮古島の「宮古島市体験工芸村」及び埼玉県秩父市の「ちちぶ銘仙館」を挙げ、各施設内の展示状況や見学・体験ツアーの運営内容等について調査を行っている。これらの施設では、伝統工芸品が展示されているだけでなく、その制作体験も行える等、地域資源として活用する場として公的施設が位置付けられており、いずれも入館者数や体験者数の推移が公表されている。展示施設の運営状況を市民が知る上で、入館者数等を始めとする定量データの情報開示は重要な事項であると考えられる。

(2) 伝統工芸品を扱う施設の運営に関する先行研究

次に、文化施設や公共施設の役割や公共性についての研究はどのように展開されているのであろうか。

須川ほか⁽¹²⁾は文化施設として水族館を対象とし、運営形態の経年的変遷や、維持管理のあり方及び施設利用の実態分析を通じて、水族館が質の高いサービスを提供し、文化施設としての公共性を持続する上で必要な「社会教育性」の検討を行っている。また、渡部ほか⁽¹³⁾は、文化施設の運営や組織のあり方について、2003年に導入された「指定管理者制度」について触れ、表面上には明らかでない問題を、個々の施設を分析することで提示するという研究手法の有効性について指摘している。また中村ほか⁽¹⁴⁾は、長野県内の公共ホールを対象に、自主事業の特色や地域の芸術文化活動に公共ホールが果たす役割について検討を行っている。

上記の先行研究はいずれも伝統工芸と異なる分野を扱う公共文化施設を対象としているが、指定管理

者制度の導入については公的施設全般の課題であることが窺えた。

(3) 指定管理者制度に関する先行研究

全国の公的施設の多くが採用している指定管理者制度についての研究は、2003年の制度開始以降、様々な観点からの研究が行われている。

松井⁽¹⁵⁾は、福岡県内の地方自治体を対象に、2006年時点での指定管理者制度への対応状況について調査を行った。指定管理者制度の導入から3年ほどしか経過していない時期であるが、文化施設の管理運営を適切にモニタリング・評価する必要性や、明確な管理運営方針を記載した仕様書を作成することの重要性を指摘している。

今西ほか⁽¹⁶⁾は、都市公園の指定管理者制度における評価やフィードバックの実態調査を基に、事業報告書の客観的評価基準や採点方法の導入等を課題として挙げている。

新田⁽¹⁷⁾は、指定管理者制度を導入後に、運営実態の把握不足等の様々な理由で失敗した5市町の事例を踏まえ、指定管理者制度を有効活用するには、指定管理者自身による経営状況等の適切なモニタリング・評価が欠かせないと指摘している。特に、「経営破綻を未然に防ぐ」や「施設管理運営の質を確保する」等4つの観点からモニタリングの再構築を行うべきであると述べている。

いずれの研究においても伝統工芸品を扱う公的施設は対象ではないが、各施設の指定管理者管理運営評価表^{注3)}を用いることで、情報開示の現状把握や課題抽出が可能であると考えられる。

1.3. 本研究の目的

以上の先行調査研究を踏まえ、本稿では、福岡都市部に存在し「福岡・博多の伝統工芸品」を扱う公的施設の機能や特徴及び運営状況に関する情報開示が不足している現状を明らかにし、認知度の向上を図るための提案を行うことを研究の目的とする。

1.4. 本研究の方法

まず、認知度不足の根拠資料として指定管理者管理運営評価表に着目し、はかた伝統工芸館に類する施設との比較を通じて情報開示面における課題を抽出し検討を行う。次に、福岡市意識調査の結果と、

筆者が2022年に実施した消費者意識調査（以下「全国消費者意識調査」という。）の結果を基に、伝統工芸品に関する施策に対する消費者の受け止め状況等を確認する。これらの検討を通じて、今後伝統工芸産業支援がさらに反映された都市政策が策定されるべきであると考えられる。伝統工芸という文化の発信拠点を、消費者のニーズに即した形で都市部に的確に配置することの重要性に言及する。

1.5. 本研究の構成

本稿の構成については以下の通りである。第1章では、先行研究を概観した上で本研究の目的・方法について述べる。第2章では、福岡市内の伝統工芸品を展示販売する公的施設の設置状況の整理と、比較対象として採り上げる熊本市内所在の同種の公的施設について現状把握を行った上で、管理運営評価表の公表状況を比較する。第3章では、2つの消費者調査の結果を基に、伝統工芸品に対する市民のニーズ受け止め状況等を確認する。第4章では考察を行い、第5章で伝統工芸品の展示販売を行う公的施設の機能向上に向けた提案を行い、まとめとする。

2. 分析対象の公的施設の現状整理

2.1. 福岡市内の施設

本研究で対象とするのは、表2に掲げた福岡市内に所在する3つの公的施設である。

表2 福岡市内に所在する3施設一覧

施設名	開設年	福岡市内の所在地	設置者	設置根拠例規
はかた伝統工芸館	2011年	早良区*	福岡市	はかた伝統工芸館条例
博多町家ふるさと館	1995年	博多区	福岡市	博多町家ふるさと館条例
アクロス福岡・匠ギャラリー	1995年	中央区	福岡県	福岡県国際文化情報センター条例

*2021年4月に博多区から早良区に移転。 出所：筆者作成

(1) はかた伝統工芸館

はかた伝統工芸館は福岡市が設置する施設である。この施設は、福岡市を代表する伝統工芸品である「博多織及び博多人形その他の伝統工芸品の紹介、展示、情報提供等を行うことにより」、「伝統産業の承継及び発展を図る」目的で⁽¹⁸⁾、2011年4月に開館した。

福岡市は、博多人形や博多織の名品を常設で見ら

れる初めての施設として⁽¹⁹⁾、同年全線開通した九州新幹線鹿児島ルート等を利用して訪れる観光客に博多の伝統産業の良さを知ってもらうとともに、地場産業の振興や地域活性化につなげることを狙いとしていた⁽²⁰⁾。設置条例は事業内容として特に「伝統工芸品に関する交流活動を行うこと」を掲げている⁽²¹⁾。

(2) 博多町家ふるさと館

博多町家ふるさと館も福岡市が設置する施設である。「福岡の歴史、文化、伝統等に関する資料などを提供することにより」、「観光の振興と地域の活性化に資する」目的で⁽²²⁾、1995年8月に開館した。

この施設は、明治中期建造の旧博多織織元の工房兼住居が移築・復元された建物が用いられており、福岡市は明治、大正期の町家の雰囲気が味わえる歴史体験施設と位置付け、同時期に開催のユニバーシアード大会と絡め、徒歩観光の目玉としてPRを行った⁽²³⁾。設置条例の事業内容には「観光案内に関すること」が掲げられており⁽²⁴⁾、「みやげ処」を設置した販売面に注力している。

(3) アクロス福岡・匠ギャラリー

アクロス福岡（福岡県国際文化情報センター）は、福岡市中央区天神の旧福岡県庁舎跡地に、「福岡県における文化の振興並びに文化に関する情報の提供及び交流の促進を図り、もって県民の文化の向上と地域社会の活性化に寄与する」目的で⁽²⁵⁾、1995年に開設された国際交流文化拠点施設である。この施設内の2階部分に、伝統工芸品の紹介や展示を行う拠点として「匠ギャラリー」が設置され、活用されて

きたが、2022年に再整備が行われている⁽²⁶⁾。

2.2. 比較対象とする熊本市内の施設

ここでは、上記の福岡市内に所在する3施設と比較検討を行うために、熊本市内に所在する2施設を採り上げ（表3）、各々の指定管理者管理運営評価表を確認する。

表3 熊本市内に所在する2施設一覧

施設名	開設年	熊本市内の所在地	設置者	設置根拠例規
熊本市くまもと工芸会館	1991年	南区	熊本市	熊本市くまもと工芸会館条例
熊本県伝統工芸館	1982年	中央区	熊本県	熊本県伝統工芸館条例

出所：筆者作成

これら2施設を研究対象としたのは、1) いずれも政令指定都市に所在し、2) 施設規模や来館者数が福岡市内3施設と概ね同規模である等、まちの形成要素の共通点があるからである。

(1) 熊本市くまもと工芸会館

熊本市くまもと工芸会館は熊本市が設置する施設である。熊本市の「工芸の振興及び発展を図り、もって地域社会の活性化に資する」目的で1991年に設置条例が施行され⁽²⁷⁾、工芸品の紹介や展示、創作活動の促進を図るべく様々な事業を実施している。この施設は過去5か年度分の「指定管理者管理運営評価表」を熊本市のウェブサイトにて公開している⁽²⁸⁾。

(2) 熊本県伝統工芸館

熊本県伝統工芸館は熊本県が設置する施設である。熊本県の「伝統的工芸品産業の振興及び発展を

表4 福岡市内3施設及び熊本市内2施設の指定管理者の管理運営評価表の記載事項一覧

項目	はかた 伝統工芸館	博多町家 ふるさと館	アクロス福岡 ・匠ギャラリー	熊本市くまもと 工芸会館	熊本県 伝統工芸館
指定管理料 ・管理経費収支の記載	無	無	有	有	有
指定管理者の自己評価と 行政側の評価の併記	有 (5段階評価)	有 (5段階評価)	(行政側の 5段階評価のみ)	有 (3段階評価)	(行政側の 文章記述のみ)
年間入館者目標数	無	無	無	無	有
年間入館者実績数	無	無	有	有	有
販売売上目標額	無	無	無	無	有
販売売上実績額	無	無	有	無	有
利用料金収入の記載	無	無	無	有	無
主な事業・イベントの記載	無	無	有(開催数のみ)	無	有
利用者アンケート結果の記載	無	無	無	有	有

※灰色地は記載事項がある項目。 出所：筆者作成

図る」目的で1982年に設置条例が施行され⁽²⁹⁾、熊本県の伝統的工芸品等の展示や販売等を行っている。この施設の「指定管理者管理運営評価票」も過去5か年度分が熊本県のウェブサイトに掲載され、広く公開されている⁽³⁰⁾。

2.3. 各施設の指定管理者管理運営評価表の比較

5施設の指定管理者管理運営評価表の記載内容を比較したものが表4である。

このうち、はかた伝統工芸館と博多町家ふるさと館の指定管理者管理運営評価表には、年間指定管理料の記載がなく^{注4)}、評価項目に対するコメントと5段階評価の英数字のみが並んでいる⁽³¹⁾⁽³²⁾。年間入場者目標数については明示されていない^{注5)}。他方、アクロス福岡の指定管理者管理運営評価表には、指定管理料や匠ギャラリーの入館者数等の数値が記載されている⁽³³⁾。

一方で、熊本市内の2施設の指定管理者管理運営評価表には、年間入館者数や指定管理料を始めとした多くの情報が詳細に記載され、収支を含めた事業内容が把握できる⁽³⁴⁾⁽³⁵⁾。また、両施設ともに利用者へのアンケート調査を継続的に実施しており、指定管理者管理運営評価表の記載事項の中に調査で得られた意見を反映させ、利用しやすい施設運営に努める方針について言及している。

2.4. 小括1

以上まで、伝統工芸品の展示販売を行う公的施設として、福岡市内の3施設と熊本市内の2施設を例に採り、指定管理者管理運営評価表の記載内容に着目して比較検討を行った。その結果、福岡市が設置する2施設の指定管理者管理運営評価表は記載項目が少なく、年間入館者数や販売売上の実績を他施設と比較したり、経年的な推移を把握したりすることが容易ではないことがわかった。新田⁽³⁶⁾は、指定管理者の経営破綻を未然に防ぐ観点からも、「団体の経営・財務状況に関する項目のモニタリング・評価を行い、その結果を確実に『フィードバック』する流れを仕組み化していくことが、今後のモニタリング・評価の有効性に大きく寄与する」と指摘している。このことから、管理運営評価表上に経営上の定量データの記載が重要であるといえよう。

3. 消費者調査

次に、福岡市意識調査の結果について把握するとともに、筆者が行った全国消費者対象意識調査の結果も援用して、伝統工芸品を展示販売する公的施設が今後どのような消費者層を取り込むべきであるかを以下考察する。

3.1. 福岡市意識調査

福岡市意識調査は1976年から毎年実施されており、2021年度調査で「福岡・博多の伝統工芸品」について尋ね、2,380人から有効回答を得ている^{注6)}。以下は調査結果から得られた主な特徴である。

(1) 購入場所は生産者による直販店、専門店が最多

表5は「福岡・博多の伝統工芸品」の購入場所についての回答状況である。

表5 福岡市意識調査結果：購入場所

問15-4 選択肢(SA) [n=794]	割合(%)
1. 生産者による直販店、専門店	32.2
2. まちなかや駅・空港等にある土産物店	13.0
3. 百貨店や大型商業施設	26.4
4. 雑貨店やセレクトショップ	4.2
5. 骨董品店やリサイクルショップ	1.1
6. 福岡市の施設 (はかた伝統工芸館、博多町家ふるさと館、 福岡市美術館、福岡市博物館、 福岡アジア美術館、ユニバーサルカフェ)	6.5
7. 生産者のウェブサイト	0.4
8. 生産者のウェブサイト以外のインターネット上の ショッピングサイト	0.5
9. カタログ販売(通販)	0.1
10. その他	2.0
11. わからない、覚えていない (回答なし)	7.2 6.3

出所：福岡市「令和3年度市政に関する意識調査」を基に筆者作成

この中で最も多いのは「生産者による直販店、専門店」(32.2%)、次いで「百貨店や大型商業施設」(26.4%)となっている。「福岡市の公的施設」は6.5%に上っており、購入場所として期待している市民が少なからず存在していることが窺える。

(2) 工芸品振興施策は「後継者育成」と「商品開発」に重点をおいてほしいという声が多い

表6は今後重点的に取組むべき「福岡・博多の伝統工芸品」の振興施策についての回答状況である。

この中で最も多いのは「新たな担い手や新規伝統

工芸士の育成」(32.4%)、次いで「伝統工芸品の小物・グッズ等の商品開発」(30.1%)となっている。

若い後継者がその技術を実演する場や、様々なアイデア溢れる小物・グッズ等の新商品を展示販売する場合は、これらの期待の受け皿的な役割を果たすものと考えられる。

表6 福岡市意識調査結果：今後重点的に取り組むべき「福岡・博多の伝統工芸品」の振興施策

問21 選択肢(MA)	割合(%)
1. 消費拡大の推進	12.0
2. 販路の拡大(直売店や専門店の増設等)	21.3
3. 伝統工芸品のブランド化の推進	20.2
4. 伝統工芸品の小物・グッズ等の商品開発	30.1
5. 有名人や有名ブランドとコラボした商品開発	20.7
6. 伝統工芸品の生産者の支援	25.1
7. 新たな担い手や新規伝統工芸士の育成	32.4
8. 人間国宝や伝統工芸士等、技術ある職人の作品PR	13.2
9. 伝統工芸品PRのためのイベントの開催	14.4
10. 伝統工芸品PRのための広報の充実	15.3
11. その他	2.3
12. わからない	13.9
13. 特になし	4.9

出所：福岡市「令和3年度市政に関する意識調査」を基に筆者作成

3.2. 全国消費者意識調査

筆者による全国消費者意識調査は、インターネットを介して実施し、1,000人から有効回答を得た^{注7)}。以下は調査結果から得られた主な特徴である。

(1) 購入場所は生産者による直販店、専門店が最多

表7は最も高額な伝統工芸品を購入した場所についての回答状況である。

この中で最も多いのは「生産地の工房や工場・直販店」(36.8%)、次いで「生産地の土産物屋・駅」(22.4%)となっている。「都市部の土産物館・アンテナショップ」は5.1%となっており、工芸品を展示する公的施設での購入を期待する消費者が存在している可能性がある。

(2) 工芸品制作体験は「旅行先で体験したい」が多数

先行調査研究で触れた総務省行政評価局の調査では、伝統工芸品を扱う施設における制作体験について注目していた。表8は伝統工芸品の制作体験について、消費者がどのような意向を持っているかの回答状況である。

表7 全国消費者意識調査結果：最も高額な伝統工芸品の購入場所

Q6 選択肢(SA)	割合(%)
1. 生産地の工房や工場・直販店	36.8
2. 生産地の土産物屋・駅	22.4
3. 生産地で開催されたイベント	6.8
4. 生産者や生産地のウェブサイト	2.6
5. 都市部に出店している直営店	3.4
6. 都市部の土産物館・アンテナショップ	5.1
7. 都市部の百貨店	6.5
8. 都市部で開催される期間限定のイベント	3.3
9. 都市部のおしゃれな雑貨店やセレクトショップ	3.3
10. 骨とう品店	1.9
11. 問屋街	1.4
12. ショッピングウェブサイト	3.6
13. カタログ通販	0.8
14. その他	2.1

出所：筆者作成

表8 全国消費者意識調査結果：伝統工芸品の制作体験についての意向

Q11 選択肢(MA)	割合(%)
1. 自宅の近くで体験してみたい	15.1
2. 旅行先で体験してみたい	40.8
3. 展示会で体験してみたい	19.4
4. 半日程度で作れるものがあれば、体験してみたい	25.9
5. 一日じっくり時間をかけて作ってみたい	18.1
6. 1泊2日程度で作ってみたい	10.6
7. 3日以上かけて作ってみたい	6.1
8. 何回かに分けて体験し、少しずつ自分の作品が完成に近づく喜びを感じたい	11.0
9. 制作体験ではなく、ものづくりの歴史や背景について学びたい	18.6
10. その他	0.3
11. 体験に興味がなく、作ってみたいとは思わない	18.3

出所：筆者作成

この中で最も多いのは「旅行先で体験してみたい」(40.8%)、次いで「半日程度で作れるものがあれば、体験してみたい」(25.9%)となっている。さらに「制作体験ではなく、ものづくりの歴史や背景について学びたい」が18.6%と続いていた。観光客が旅行先で伝統工芸品を紹介展示する公的施設での見学や制作体験を行うニーズが存在している可能性がある。

3.3. 小括2

2つの消費者調査の結果について検討を行ったが、伝統工芸分野を扱う公的施設を消費者が訪れる

際に、工芸品の購入や制作体験等、来訪の契機となる要素が存在していることが示唆された。また、旅行先として福岡市を来訪した消費者が、都市部に所在するはかた伝統工芸館のような公的施設を訪れることによって、伝統工芸品の制作体験といった様々なニーズを満たすことが可能となり、「福岡・博多の伝統工芸品」の新たな認知に繋がることが示唆された。

4. 考察

5施設の指定管理者管理運営評価表の比較を通じて、福岡市所在の3施設ともに、運営状況のさらなる情報開示の余地があるだけでなく、その開示を行う過程で、公的施設同士の特徴の把握や、施設毎の特性の差別化に繋げることができると考えられる。

また、2つの消費者調査の結果から、様々な消費者のニーズを公的施設が受け止めることができる余地が存在していることが示唆された。このようなニーズは、大規模なアンケート調査を行わなければ把握できないということではなく、来訪者が感想やニーズを記入できる小さなアンケート用紙を、施設の現地で配布し記入を促すことだけでも、十分に汲み取ることが可能であると考えられる。

5. 結論：「福岡・博多の伝統工芸品」の展示販売を行う公的施設の機能充実に向けた提案

以上の考察を踏まえ、①運営内容の公表を積極的に進めることと、②展示販売品目の多様化を進めることの2点を念頭に、以下提案を行う。

なお、本研究では「福岡・博多の伝統工芸品」を展示販売する公的施設の利用率がなぜ低いのかという問いについて明らかにする具体的な踏み込んだ議論を進めることができなかった。この点については今後の研究課題としたい。

5.1 指定管理者管理運営評価表を充実させ積極的な情報公開を推進する

本稿で引用した熊本市内の2施設における指定管理者管理運営評価表と比較すると、福岡市内の2施設（はかた伝統工芸館と博多町家ふるさと館）の評価表は情報量がかなり少ないことがわかった。

このため、今後は熊本市内2施設をベンチマークとして設定し、評価表に「指定管理料」、「年間入場者目標数・実績数」、「販売金額目標額・実績額」及び「年間行事・イベント一覧」等の運営状況に関する情報を積極的に記載することが望まれる。これらの情報を踏まえた上で、指定管理者の自己評価並びに行政側の評価を併記することは、指定管理者管理運営評価表の説得力が増すとともに、市民の理解がより得られるものとなるはずである。

5.2 来場者に対する継続的なアンケートの実施

熊本市の2施設はいずれも来場者アンケートを継続的に実施しており、書かれている意見に目を通す作業を行っている状況が指定管理者管理運営評価表から伺えた。福岡市意識調査のような大々的なアンケートである必要はなく、来場者からの短い一言を頂く程度の分量であっても十分である。タブレット端末等を用いることも可能であり、市民や観光客が気軽に答えることができるアンケートを実施する事は、今後の評価表の記載内容の充実に繋がるだけでなく、消費者が求める展示販売品目の現状を把握する上での有効な手段であり、ひいては福岡市における公的施設の効率的配置の策定に反映すべき意見を聴取できる可能性もあると考えられる。

【注釈】

- 1) 表1の9品目について、福岡市意識調査では「福岡・博多の伝統工芸品」と称しているが、本稿においてもこの呼称を用いることとする。
- 2) 例えば、アクロス福岡ウェブサイト「福岡の伝統工芸」(https://www.acros.or.jp/r_culture/craftwork.html?takumi_lp,2022年11月14日閲覧)には福岡県内の主な公的展示施設の紹介があり、経済産業省近畿経済産業局ウェブサイト「関西の見学可能な産業施設ガイド」(<https://www.kansai.meti.go.jp/2kokuji/tvlist/tvindex.html>,2022年11月14日閲覧)には関西地域の伝統産業施設の紹介があるが、記載されている情報のカテゴリー分けや内容等に差異がある。全国の施設に関する情報を一様に収集できるサイトは見受けられない状況にある。

- 3) この書類については、「指定管理者業務評価表」や「指定管理者管理運営評価票」等、施設毎に異なる名称が用いられているが、本稿では「指定管理者管理運営評価表」という呼称を用いる。
- 4) 2施設の年間指定管理料は令和3年度当初予算で約570万円ずつ計上されている。
- 5) 2021年度の見込みが「5万人」という字句を、福岡市経済観光文化局「令和3年度当初予算案等説明資料」p.5で見つけることができる。
- 6) 調査対象者は住民基本台帳から無作為抽出された福岡市内に居住する満18歳以上の市民4,500人。2021年6月22日から7月6日までの間に実施され、有効回答数2,380件、回答回収率52.9%であった。質問項目は、「福岡・博多の伝統工芸品」の認知度（問13）や所有状況（問14）、過去3年間の購入経験（問15）、購入金額や購入した場所及び理由（問15-1~5）、はかた伝統工芸館の来館経験（問16）、工芸品のデザインのあり方（問17）、魅力（問18）、関与（問19）、工芸品の関心を高める要素（問20）及び市が取り組むべき振興施策（問21）であった。
- 7) 実査は株式会社クロスマーケティングに委託し、「伝統工芸品に興味を持ち、過去に伝統工芸品を購入したことがある」と回答した人のみを採用した。また、総務省総計局「人口推計」（2020年10月1日現在）を基に、全国を7地区、性別及び年齢を10区分とした人口構成比割付を行った（付表1）。

付表1 全国消費者意識調査の人口構成比割付

	全体	北海道 ・東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州 ・沖縄
全体	1000	108	352	180	163	58	30	109
男性10~20代	79	7	30	14	13	5	2	8
男性30代	75	8	29	13	11	4	2	8
男性40代	97	10	36	18	15	5	3	10
男性50代	87	9	32	16	14	5	2	9
男性60代以上	158	19	50	30	25	10	6	18
女性10~20代	76	7	29	13	13	4	2	8
女性30代	72	7	27	12	12	4	2	8
女性40代	95	10	34	17	16	5	3	10
女性50代	85	9	30	15	15	5	2	9
女性60代以上	176	22	55	32	29	11	6	21

出所：筆者作成

調査期間は2022年3月4日から3月8日まで

で、有効回答数は1,000件。質問項目は参考文献(7)のJTB総合研究所を参考に作成し、伝統工芸品の好きなデザイン(Q1)、九州7県の国指定伝統的工芸品の認知・関心度(Q2)、購入経験(Q3)、購入した工芸品のジャンル(Q4)、購入最高額(Q5)、最高額の工芸品の購入場所(Q6)、興味を引く工芸品像(Q7)、工芸品の位置づけ(Q8)、工芸品産業との関わり方(Q9)、工芸品生産者との繋がり方の位置づけ(Q10)、工芸品制作体験の意向(Q11)であった。

有効回答を得た1,000人というサンプル数は、標準誤差5%、信頼水準95%及び回答比率50%とした場合に算出されるサンプル数である384人以上を満たしている。また、サンプルを抽出した対象も「人口推計」に倣った割付を行ったものであることから有効であると考えられる。

【参考文献】

- (1) 福岡市ウェブサイト：福岡市の伝統産業の振興 .<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/c-syogyo/business/dentousangyo-shinkou.html>,2022年10月21日閲覧。なお、「福岡積層工芸ガラス」は福岡県が特産工芸品として告示した名称であるが、福岡市は「マルチグラス」と呼称している。
- (2) 福岡市市長室広聴課記者発表資料：令和3年度「市政に関する意識調査」調査結果について .<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/89842/1/r3ishikityousa.pdf?20211207093347>,2022年9月28日閲覧。
- (3) 福岡市市長室広聴課：令和3年度市政に関する意識調査報告書「福岡・博多の伝統工芸品」.p.70. <https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/2967/1/69Pdentoukougeihin102P.pdf?20220809152640>,2022年9月28日閲覧。
- (4) 日本政策投資銀行・日本経済研究所：公共施設に関する住民意識調査（平成27年度版）.p.6. https://www.dbj.jp/pdf/investigate/etc/pdf/book1402_01.pdf,2022年10月21日閲覧。
- (5) 注(3)と同じ。

- (6) 注(2)と同じ。
- (7) JTB総合研究所：地域の特産品（地場産業・伝統産業品）への意識についての調査.2018.
<https://www.tourism.jp/wp/wp-content/uploads/2018/03/local-specialty-goods.pdf>,2022年9月29日閲覧.
- (8) 出井信夫：「指定管理者制度」の課題と展望.新潟産業大学人文学部紀要,第17号,pp.35-78,2005.
- (9) 総務省ウェブサイト「地方公共団体の行政改革等」<https://www.soumu.go.jp/iken/main.html>,2022年11月14日閲覧.
- (10) 日外アソシエーツ編集部：伝統工芸館事典.日外アソシエーツ,2003.
- (11) 総務省行政評価局：伝統工芸の地域資源としての活用に関する実態調査結果報告書,pp.7-11,2021.
https://www.soumu.go.jp/main_content/000818488.pdf,2022年10月21日閲覧.
- (12) 須川靖子・森傑・野村理恵：水族館の運営と施設利用における社会教育性に関する考察・文化施設としての水族館の公共性とサステナビリティに関する研究.日本建築学会計画系論文集,第79巻第701号,pp.1505-1514,2014.
- (13) 渡部春佳・田中秀幸：「市民自治」の観点からみた公設文化施設研究.日本社会情報学会第26回全国大会研究発表論文集,pp.133-136,2011.
- (14) 中村文宣・曾我俊生：地方都市における芸術文化活動に公共ホールが果たす役割-須坂市メセナホールの市民利用と自主事業の分析から-.地域研究年報,第33号,pp.197-211,2011.
- (15) 松井武：指定管理者制度への対応状況に関する考察.文化経済学,第5巻第3号,pp.129-134,2007.
- (16) 今西純一・中村亮：都市公園の指定管理者制度におけるフィードバックの現状と課題.日緑工誌,第42巻第1号,pp.212-215,2015.
- (17) 新田順子：今後の指定管理者制度の活用について～モニタリング・評価の視点から～.経営戦略研究,第5号,pp.165-179,2011.
- (18) はかた伝統工芸館条例第1条.
- (19) 西日本新聞（福岡都市圏版）2011年2月23日付朝刊 p.22：街が変わる新博多駅誕生へ＝来年春、開館の「はかた伝統工芸館」人間国宝の名品常設展示.
- (20) 西日本新聞（福岡都市圏版）2011年3月30日付朝刊 p.27：博多人形や博多織など展示「伝統工芸館」開館へ4月7日、上川端町.
- (21) はかた伝統工芸館条例第2条.
- (22) 博多町家ふるさと館条例第1条.
- (23) 西日本新聞 1995年8月8日付朝刊 p.20：「博多町家ふるさと館」開館へ、明治・大正の生活再現.
- (24) 博多町家ふるさと館条例第2条.
- (25) アクロス福岡ウェブサイト「財団概要」
<https://www.acros.or.jp/zaidan/>,2022年9月28日閲覧.
- (26) アクロス福岡ウェブサイト「新匠ギャラリー(仮称)整備・運營業務委託実施要領」
https://www.acros.or.jp/news/download/file01_pdf.pdf,2022年11月14日閲覧.
- (27) 熊本市くまもと工芸会館条例第1条.
- (28) 熊本市ウェブサイト「指定管理者管理運営の評価結果について」
https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=1133,2022年9月28日閲覧.
- (29) 熊本県伝統工芸館条例第1条.
- (30) 熊本県ウェブサイト「人事課・指定管理者制度」
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/6/>,2022年9月28日閲覧.
- (31) 令和3年度「はかた伝統工芸館」指定管理者業務評価表
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/100061/1/3gyoumuhyouka.pdf?20220816160717>,2022年9月28日閲覧.
- (32) 令和2年度「博多町家ふるさと館」指定管理業務評価表（評価シート）
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/86191/1/R2hakatamatiyahurusatokanjigyohyouka.pdf?20210712102919>,2022年9月28日閲覧.
- (33) 福岡県「指定管理者による管理運営の実施状況

報告・福岡県国際文化情報センター」

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/550172_60487979_misc.pdf,2022年10月21日閲覧.

- (34) 熊本市「令和2年度(2020年度)指定管理者管理運営評価表」pp.13-15.

https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=1133&sub_id=10&flid=292349,2022年9月28日閲覧.

- (35) 熊本県伝統工芸館 指定管理者 令和2年度管理運営評価票

<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/155529.pdf>,2022年9月28日閲覧.

- (36) 新田順子：前掲(17).p.176.